

滋賀県立看護専門学校学則

昭和49年4月1日滋賀県規則第14号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 年次、学期および休業日（第6条—第8条）
- 第3章 授業科目、単位の授与等（第9条—第11条）
- 第4章 入学、退学、休学等（第12条—第23条）
- 第5章 成績の評価、卒業の認定等（第24条—第28条）
- 第6章 賞罰（第29条・第30条）
- 第7章 入学審査手数料等（第31条—第34条）
- 第8章 学生の健康管理（第35条）
- 第9章 会議（第36条）
- 第10章 職員組織（第37条）
- 第11章 補則（第38条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県立看護専門学校の設置および管理に関する条例（昭和49年滋賀県条例第14号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、滋賀県立看護専門学校（以下「学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校の目的）

第2条 学校は、看護業務に従事しようとする者に対して、専門的知識および技術を修得させ、広く一般教養を高め、社会に貢献しうる看護師を育成することを目的とする。

（課程、学科および修業年限）

第3条 学校に看護専門課程看護学科を置き、その修業年限は3年とする。

（在学年限）

第4条 学生は、6年を超えて在学することができない。

2 第20条第1項の規定により転入学した者は、同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（定員等）

第5条 定員および学級数は1学年80人で2学級とし、総定員は240名とする。

第2章 年次、学期および休業日

（年次）

第6条 年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 1年次を2期に分け、その期間は次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第8条 学校において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季、夏季、冬季等における休業日として校長が定める日
 - (4) その他校長が必要と認める場合において、その都度定める日
- 2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。
- 3 校長は、第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日であつても授業を行うことができる。

第3章 授業科目、単位の授与等

(授業科目、単位数および授業時間数)

第9条 授業科目、単位数および授業時間数は、別表に定めるとおりとする。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 1単位の授業時間数は、講義および演習については15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間の範囲で定める。

(2) 臨地実習については1単位を40時間の実習をもって構成する。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。

第4章 入学、退学、休学等

(入学期)

第12条 学生の入学期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第13条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で所定の修業年限の学業に耐え得るものとする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号に規定する文部科学大臣が指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第14条 学校に入学を志願する者は、次に掲げる書類を、校長が定める期間内に校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書（別記様式第1号）

(2) 写真（出願前3箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもの）

(3) 高等学校または中等教育学校の卒業証明書、卒業見込証明書その他の入学資格を証する書類

(4) 高等学校または中等教育学校の調査書、成績証明書等

(5) その他校長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第15条 入学を志願する者に対しては、学力考査等により選考を行う。

2 前項の選考を実施するに当たっては、1箇月前までに期日、場所、科目その他前項の選考につい

て必要な事項を公示するものとする。

(入学手続および入学の許可)

第16条 前条第1項の選考に合格した者は、校長が別に定める入学に必要な手続を行わなければならない。

2 校長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第17条 校長は、入学の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入学の許可を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により入学の許可を受けた者

(2) その他校長の指示に従わない等の理由により校長が入学させることを不相当と認めた者

(休学)

第18条 学生は、次に掲げる場合、校長の許可を得て休学することができる。

(1) 病気のため、引き続き3月以上修学することができないとき。

(2) その他特別の事情で引き続き3月以上修学することができないとき。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、その期間を更新することができる。

3 病気その他の事由により、修学することが適当でない認められる者については、校長は、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(復学)

第19条 学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願に休学の理由が消滅したことを証する書類を添えて、校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(転入学)

第20条 校長は、転入学を希望する者があるときは、その者が次の各号のいずれにも該当し、かつ、転入学試験に合格した場合に限り、これを許可することができる。

(1) 転入学を希望する年次に欠員があること。

(2) 現に在学する学校または養成所の授業科目、単位数および授業時間数ならびにその者の履修状況が本学校と同程度であると認められること。

(3) 転入学がやむを得ないものと認められること。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数および授業時間数の取扱いならびに在学すべき年数については、校長が決定する。

3 第1項の許可を受けようとする者は、校長が別に定める期間内に転入学願を校長に提出しなければならない。

4 第13条、第16条、第17条および第32条の規定は、第1項の規定による許可を受けようとする者について準用する。この場合において、第16条第1項中「前条第1項の選考」とあるのは「第20条第1項の転入学試験」と読み替えるものとする。

(退学)

第21条 学生は、退学しようとするときは、その理由を記載した退学願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を退学させることができる。

(1) 病気、傷害その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者

(2) 第4条に規定する期間内に卒業することができない者

(3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促期限内に当該授業料を納入しない者

(転学)

第22条 学生が他の看護学校への転学を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 死亡の届出があつた者

(2) 行方不明の届出のあつた者

第5章 成績の評価、卒業の認定等

(成績の評価)

第24条 授業科目の成績は、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 校長は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める科目について、学校の単位の認定の申請があつた場合において、当該申請のあつた科目の教育内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められるときは、学校において当該科目に相当する科目を履修したものとみなし、学校を卒業するのに必要な総単位数の2分の1を超えない範囲内において、単位を与えることができる。

- (1) 学校に入学する前に、大学、高等専門学校または看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士もしくは言語聴覚士の国家試験の受験資格を取得することができる他の学校もしくは養成所に在学した者 当該学校または養成所において履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3に定める教育内容と同一内容の科目
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者 同号に規定する学校または養成施設において履修した社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4もしくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野の科目

(卒業の認定)

第26条 第3条および第4条に規定する期間在学し、別表に定める授業科目の単位を修得した学生に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

(専門士の称号)

第27条 学校の課程を修了した者は、学校教育法第131条の2の規定により、専門士と称することができる。

(卒業証書)

第28条 校長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書（別記様式第2号）を授与する。

第6章 賞罰

(表彰)

第29条 校長は、学業成績および人格が優秀であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を懲戒することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
 - (2) 学校の秩序を乱した者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この規則またはこれに基づく規程に違反した者
- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
 - 3 停学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第7章 入学検査手数料等

(入学検査手数料)

第31条 入学試験を受けようとする者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号。以下「条例」という。）に定めるところにより入学検査手数料を入学願書提出の際に納めなければならない。

- 2 既に納めた入学検査手数料は、還付しない。

(入学料)

第32条 学校に入学しようとする者は、条例の定めるところにより入学料を校長が指定する期日までに納めなければならない。

(入学料の還付)

第32条の2 既に納めた入学料は、還付しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第1項の規定により入学料の減免を受けた者が入学料を既に納付している場合は、当該減免の額に相当する入学料を還付する。

2 前項ただし書の規定により入学料の還付を受けようとする者は、入学料還付願を校長に提出しなければならない。

(授業料)

第33条 学生は、条例の定めるところにより授業料を納めなければならない。

2 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて校長が指定する期日までに納めなければならない。ただし、特別の理由がある者は、校長の許可を得て分割して納めることができる。

(1) 前期 4月から9月まで

(2) 後期 10月から翌年3月まで

(授業料の還付)

第34条 学生が休学し、退学し、または除籍された場合において、当該休学期間、退学後の期間または除籍後の期間に係る月分の授業料を既に納付しているときは、当該休学期間、退学後の期間または除籍後の期間に係る月分の授業料を還付する。ただし、休学し、もしくは復学した日、退学した日または除籍された日の属する月分の授業料は、この限りでない。

2 大学等における修学の支援に関する法律第4条第1項の規定により授業料の減免を受けた者が当該減免に係る授業料を既に納付している場合は、当該減免の額に相当する授業料を還付する。

3 前2項の規定により授業料の還付を受けようとする者は、授業料還付願を校長に提出しなければならない。

4 第30条の規定による停学期間中の授業料は、徴収する。

第8章 学生の健康管理

(学生の健康管理)

第35条 校長は、学生の健康保持および疾病の早期発見のため、入学時および在学中においては毎年1回以上健康診断を行う。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを行うことができる。

第9章 会議

(会議)

第36条 学校の円滑な運営を図るため運営会議その他必要な会議を設ける。

2 前項の会議の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 職員組織

(職員組織)

第37条 学校に次の職員を置く。

(1) 校長

(2) 次長

(3) 教務主任

(4) 実習調整者

(5) 専任教員

(6) 事務職員

(7) 実習指導員

(8) 校医

(9) 司書

2 前項の職員のほか、校長が必要があると認めるときは、知事の承認を得て必要な職員を置くことができる。

第11章 補則

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、学校の管理に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中 略)

付 則 (平成18年規則第53号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条、第25条および別表の規定は、平成18年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年規則第39号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条および第25条の規定は、平成24年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年規則第20号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規則第58号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年規則第19号)

- 1 改正後の第10条および別表の規定は、令和4年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

付 則 (令和8年規則第33号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第1項ただし書および第34条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条および第27条の規定は、令和8年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。